

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 電気料金の特別措置（拡大）の適用

2020年4月24日
北陸電力株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまには、心よりお見舞い申しあげます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、休業および失業等が発生しており、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまについて、当社は電気料金の特別措置を講じておりますが（3月19日お知らせ済）、このたび、下記のとおり特別措置を拡大することとし、昨日（4月23日）、経済産業大臣に認可申請し、本日（4月24日）、認可を受けましたのでお知らせいたします。

記

<当社と電気のご契約をいただいているお客さま>

(1) 対象お客さま

新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受け（当該緊急貸付を受けようとしている場合を含む）、かつ、一時的に電気料金の支払いに困難を来し、当社に特別措置適用のお申出をされたお客さま

(2) 特別措置の内容

2020年3月分および4月分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を原則各々2か月間延長[※]し、5月分の電気料金の支払期日を原則1か月間延長いたします。

ただし、支払期日の延長は、支払義務発生日（検針日）が2020年3月19日以降となるものに限ります。

※2020年3月分および4月分の電気料金の支払期日を更に1か月間延長

(3) お問い合わせ先

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター（フリーダイヤル 0120-540321）

※受付時間 9時～19時（日曜・祝日を除く）

以 上

別紙：新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた電気料金の特別措置（拡大）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた電気料金の特別措置（拡大）

2020年4月24日

こたえていく。かなえていく。  北陸電力

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた電気料金の特別措置

1

適用対象	新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受け（当該緊急貸付を受けようとしている場合を含む）、かつ、一時的に電気料金の支払いに困難を来し、当社に特別措置適用のお申出をされたお客さま。
内容	2020年3月分および4月分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を原則各々2か月間延長※し、5月分の電気料金の支払期日を原則1か月間延長いたします。 ただし、支払期日の延長は、支払義務発生日（検針日）が2020年3月19日以降となるものに限ります。 ※2020年3月分および4月分の電気料金の支払期日を更に1か月間延長いたしました。
申込方法	特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。 フリーダイヤル 0120-540321 ※受付時間：9時～19時(日曜・祝日を除く) なお、お申込みにあたっては、当社所定の申込書に必要事項をご記入いただき、生活福祉資金（総合支援資金、緊急小口資金）貸付を証明する書類（申請書等の写し）を添付のうえ、最寄りの支店へ郵送にてご提出ください。 申込書は、当社ホームページ（ http://www.rikuden.co.jp/tetsuzuki/youshi.html ）からダウンロードできます。また、最寄りの支店の住所は当社ホームページでご確認ください。